

居宅療養管理指導のサービス提供に係る重要事項等説明書

事業者概要

事業者名称	セコム薬局(大阪府知事指定居宅療養管理指導サービス事業者)
事業所の所在地	大阪府大阪市淀川区西宮原1-8-24
指定番号	大阪府 指定 2749102006 号
電話番号	06-6399-6028

事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態または要支援状態にあり、主治の医師等が交付した処方せんに基づき薬剤師の訪問薬剤管理指導を必要と認めた利用者に対し、セコム薬局の薬剤師が適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とします。
運営の方針	①利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ②上記①の観点から、市町村、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。 ③利用者の療養に資する等の観点から、当該利用者に直接係わる上記関係者に必要な情報を提供する以外、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を他に漏らすことはいたしません。

提供するサービス

当事業所の薬剤師が、医師の発行する処方せんに基づいて薬剤を調製するとともに、利用者の居宅を訪問し、薬剤の保管・管理や使用等に関するご説明を行うことにより、薬剤を有効かつ安全にご使用いただけるよう努めます。

注)居宅療養管理指導または介護予防居宅療養管理指導におけるサービスの提供及び内容は同じです。

職員等の体制

薬剤師 14 名事務員 11 名(令和 7 年 6 月時点)

営業日時

営業日	月曜日から土曜日まで。 但し、国民の祝祭日及び年末年始(12月31日～1月3日)を除きます。
営業時間	月・火曜日 午前9:00～午後6:30 水・木・金曜日 午前9:00～午後6:00 土曜日 午前9:00～午後1:00

利用料

介護保険制度の規定により、以下の通り定められています。

①居宅療養管理指導サービス提供料として 518 円又は 379 円又は 342 円

算定する日の間隔は6日以上、かつ、月4回を限度。ただし、がん末期患者及び中心静脈栄養法の対象患者の場合は、1週に2回、かつ、月に8回を限度。情報通信機器用いた場合 46円

②麻薬等の特別な薬剤が使用されている場合1回につき100円を①に加算

③医療用麻薬持続注射療法を行う場合250円を①に加算

④在宅中心静脈栄養法を行う場合150円を①に加算